

監 事 監 査 報 告 書

学校法人ミスパリ学園

令和3年5月20日

理 事 会     御中

評議員会    御中

学校法人 ミスパリ学園

監 事 久 堀 好 え



監 事 殿 水 希 雄



私たちは、私立学校法第37条第3項及び 学校法人 ミスパリ学園 寄附行為第17条の規程に基づき 学校法人ミスパリ学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、私たちは、学校法人ミスパリ学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上